

消防同意審査項目確認表

【申請建物の確認】

チェック

☐

建築基準法第6条第1項第1号に該当

チェック

☐

建築基準法第6条第1項第2号に該当

チェック

☐

建築基準法第6条第1項第3号に該当

※ 図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載してください。非該当の項目は空欄で結構です。

項 目		図面番号	確認欄 ✓をつけて ください
消防法及び習志野市火災予防条例関係			
1	収容人員の算定 （令第1条の2第4項、規則第1条の3関係） ※ 消防法施行規則第1条の3に規定される収容人員の算定方法で算定を行ってください（共同住宅を除く）。 共同住宅にあつては、別紙「共同住宅の収容人員について」を参照し、収容人の算定を行い消防同意審査項目確認表に添付してください。 また、消防法の用途にあつては、建築基準法の用途と異なる場合がありますので、消防と協議が必要です。		
2	無窓階判定 （令第10条第1項第5号、規則第5条の5関係） ※ 外壁の開口部が避難上又は消防活動上有効なものであるか否かにより、適用される消防用設備等の技術基準が異なりますので、有効開口部の詳細（開口部の種別、ガラス種別、厚み、寸法、カギの有無等）が確認できる建具表等を添付してください。 また、建築確認消防同意調書に添付されている「消防法による普通階又は無窓階の判定」及び「有効開口部建具表」で無窓階判定を行ってください。		
3	消防用設備等の設置、維持 （第17条関係） 【設置する消防用設備等】 ※ 義務設置、自主設置問わず防火対象物に設置する消防用設備等を記載してください。	/	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		

項 目		図面番号	確認欄 ✓をつけて ください
【特記事項】 下記の①～⑧以外のもので特記事項がある場合は、⑨～⑪に記載してください。			
①	屋内消火栓設備の設置基準面積の緩和(2倍読み、3倍読み)		
②	屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算		
③	消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算		
④	令第8条による区画(令8区画)		
⑤	令第9条適用 (例:3階〇〇)		
⑥	スプリンクラー設備・規則12条の2区画適用・規則13条区画適用		
⑦	避難器具・規則26条適用 (例:屋外避難階段により設置個数1減免)		
⑧	渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用あり		
⑨			
⑩			
⑪			
令第13条(特殊消火設備)に規定されている場所が申請建築物に存する場合 ※ 特殊消火設備の設置が必要か否かの審査をするため、当該区画部分の構造、床面積、機器の詳細等が確認できる図面等を添付してください。			
①			
②			
③			
4	火を使用する設備、器具等に対する規制 (消防法第9条、習志野市火災予防条例第3条～第22条関係) ※ ①～⑪以外のもので習志野市火災予防条例の規制の対象となる設備、機器等がある場合は、⑫、⑬に記載してください。		
①	炉		
②	厨房設備 ※ 厨房設備にあつては、関係図面の他に、厨房設備等の規制(厨房設備等抜粋書類)を確認申請書の正本、副本、消防用にそれぞれ添付してください。 厨房設備等抜粋書類にあつては、習志野市消防本部ホームページ及び消防本部予防課で取得できます。		
③	給湯湯沸設備(ガス給湯器等)		
④	ボイラー		
⑤	ヒートポンプ冷暖房機(GHP等)		
⑥	温風暖房機(浴室に設ける天井埋め込み型の衣類乾燥機・暖房用電気機器(電気ヒーターを熱源としたもの)を含む。)		
⑦	火花を生ずる設備(グラビヤ印刷機、ゴムスプレッターその他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気 又は 微粉を放出する設備)		

項 目		図面番号	確認欄 ✓をつけて ください		
	⑧ 変電設備				
	⑨ 発電設備				
	⑩ 急速充電設備				
	⑪ 蓄電設備				
	⑫				
	⑬				
5	住宅用防災機器（住宅用火災警報器等） （消防法第9条の2、習志野市火災予防条例第29条の2～第29条の7関係）				
6	映写室の構造及び設備の基準（消防法第15条関係）				
7	圧縮アセチレンガス等（LPG等）の貯蔵・取扱い （消防法第9条の3関係）				
8	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱い（少量危険物） （消防法第9条の4、習志野市火災予防条例第30条～第32条関係）				
9	指定可燃物の貯蔵及び取扱い （習志野市火災予防条例第33条～第34条の2関係）				
10	危険物の貯蔵・取扱い（消防法第10条関係）				
11	避難管理（習志野市火災予防条例第35条～第42条関係） ※ ①～④以外のもので習志野市火災予防条例の規制の対象となる避難管理については、⑤に記載してください。 また、県条例の避難通路が設けられている場合は、当該避難通路を記載し、その旨が確認できるようにしてください。				
	① キャバレー等（飲食店含む。）の避難通路				
	② 個室型店舗の避難管理				
	③ 百貨店の避難通路等				
	④ 避難施設の管理（各階の最終避難口等）				
	⑤				
12	太陽光発電設備の設置				
建築基準法関係					
1	屋根不燃化区域内の建築物の屋根（法22条関係）				
2	延焼のおそれのある部分（延焼ライン）の記載				
3	延焼のおそれのある部分の防火設備 （耐火建築物、準耐火建築物及び防火地域、準防火地域）				

4	防火区画（法36条、令112条）		
	① 面積区画		
	② 堅穴区画		
	③ 異種用途区画		
	④ 高層区画		
	区画貫通処理が確認できる図面等		
5	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁（法36条、令114条関係） ※ 長屋、共同住宅の場合は認定番号等も図面等に記載してください。		
	①		
	②		
	③		
項 目		図面番号	確認欄 ✓をつけて ください
6	廊下（法35条、令119条関係）		
7	階段（法35条、令120条～122条関係）		
	① 直通階段の設置（法35条、令120条関係）		
	② 二以上の直通階段を設ける場合（法35条、令121条関係）		
	③ 屋外階段の構造（法35条、令121条の2関係）		
	④ 避難階段の設置（法35条、令122条関係）		
8	非常用ELV（法34条2項関係）		
9	排煙設備の設置（法35条、令126条の2関係）		
10	非常用の照明装置の設置（法35条、令126条の4関係）		
11	非常用の進入口の設置（法35条、令126条の6関係）		
その他(その他の法令で建築物の防火に関するもの等)			
①			
②			
③			

※ 申請図書を作成する際に、消防本部ホームページにある『消防同意の審査時によくある指摘及び指導事項について』及び『消防同意事務に関してよくあるQ&A』を参考にしてください。

別紙

共同住宅の収容人員について

共同住宅の収容人員の算定は、消防法施行規則第1条の3において「居住者数」とされているが、居住者の数が確定していない消防同意時等の段階では、下表の住戸の間取りに応じて居住者の数を階ごとに算定し、必要な消防用設備等の設置指導を行うこととする。

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人

- ※ 5LDK以降は1室増すごとに1人増加すること。
- ※ 賃貸契約等により、一の住居における居住者数をあらかじめ定める場合は、当該居住者数とすることができる（この場合、図面の特記事項にその旨を記載してください。）。
- ※ 単身者専用の住戸で1住戸1人入居を条件とした場合は1人とする。

共同住宅の収容人員計算書

- ※ 各階ごとに収容人員の算定を行い、消防同意審査項目確認表に添付してください。

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数							

【収容人員の計算】

合計： 人

《記載例》

共同住宅の収容人員について

共同住宅の収容人員の算定は、消防法施行規則第1条の3において「居住者数」とされているが、居住者の数が確定していない消防同意時等の段階では、下表の住戸の間取りに応じて居住者の数を階ごとに算定し、必要な消防用設備等の設置指導を行うこととする。

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
算定居住者数	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人

- ※ 5LDK以降は1室増すごとに1人増加すること。
- ※ 賃貸契約等により、一の住居における居住者数をあらかじめ定める場合は、当該居住者数とすることができる(この場合、図面の特記事項にその旨を記載してください。)
- ※ 単身者専用の住戸で1住戸1人入居を条件とした場合は1人とする。

共同住宅の収容人員計算書

- ※ 各階ごとに収容人員の算定を行い、消防同意審査項目確認表に添付してください。

1 階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数				5	3		

【収容人員の計算】 $2LDK(3人 \times 5) + 3LDK(4人 \times 3) = 27$ 合計: 27 人

2～5 階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数			2	5	3		

【収容人員の計算】 $2DK(2人 \times 2) + 2LDK(3人 \times 5) + 3LDK(4人 \times 3) = 31$ 合計: 31 人

6 階

住戸の間取り	1K	1DK 1LDK	2K 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK	5LDK
収容人員	1人	2人	2人	3人	4人	5人	6人
部屋の数				5	3		1

【収容人員の計算】 $2LDK(3人 \times 5) + 3LDK(4人 \times 3) + 5LDK(6人 \times 1) = 33$ 合計: 33 人